

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

保谷志木線	路線名
新座市栗原一丁目三二六番二地先から 同市栗原一丁目三二六番六地先まで	供用開始の区間
令和二年三月十七日	供用開始の期日
平成二十四年七月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一八・七九メートル	備考